

## 平成26年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成26年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「280事業所」を「271事業所」に、同条第2号中「325,714,685㎡」を「324,854,685㎡」に、同条第3号中「892,369㎡」を「890,013㎡」に、同条第4号中「186,701千円」を「149,236千円」に、「1,287,284千円」を「1,415,488千円」に、「1,047,272千円」を「1,183,728千円」に、「293,649千円」を「286,757千円」に、「129,626千円」を「89,403千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	17,465,815千円	△ 517,671千円	16,948,144千円
第1項 営業収益	14,261,427千円	△ 157,141千円	14,104,286千円
第2項 営業外収益	3,195,820千円	△ 1,391,196千円	1,804,624千円
第3項 特別利益	8,568千円	1,030,666千円	1,039,234千円
	支 出		
第1款 事業費用	13,703,666千円	△ 2,245,492千円	11,458,174千円
第1項 営業費用	12,256,695千円	△ 2,237,308千円	10,019,387千円
第2項 営業外費用	1,279,462千円	62,287千円	1,341,749千円
第3項 特別損失	157,509千円	△ 70,471千円	87,038千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「10,078,903千円」を「9,560,484千円」に、「3,457,171千円」を「3,045,787千円」に、「3,942,728千円」を「1,645,080千円」に、「239,411千円」を「237,022千円」に、「2,439,593千円」を「4,632,595千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	5,052,333千円	647,825千円	5,700,158千円
第1項 国庫補助金	251,000千円	387,178千円	638,178千円
第2項 企業債	3,890,800千円	218,700千円	4,109,500千円
第3項 負担金	126,465千円	△ 18,329千円	108,136千円
第4項 基金繰入金	325,606千円	60,336千円	385,942千円
第5項 固定資産売却代金	60千円	△ 60千円	－千円
	支 出		
第1款 資本的支出	15,131,236千円	129,406千円	15,260,642千円
第1項 建設改良費	2,944,532千円	180,080千円	3,124,612千円
第2項 資産購入費	2,569千円	△ 1,576千円	993千円

第3項 償 還 金	11,575,392千円	△ 50,000千円	11,525,392千円
第4項 補 助 金 返 還 金	3,235千円	296千円	3,531千円
第5項 基 金 積 立 金	605,508千円	606千円	606,114千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「3,890,800千円」を「4,109,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「731,239千円」を「731,219千円」に、同条第2号中「282千円」を「142千円」に改める。